

# 沖縄県公立学校教員等育成指標

沖縄県教育委員会

令和8年1月

## 1 はじめに

全ての教員は、児童生徒の人格の完成を目指し、その資質の向上を促すという非常に重要な職責を担う高度な専門職であり、次代を担う子供たちの育成において、学校教育の果たすべき役割は大きなものがある。さらに、グローバル化や情報化の進展等、社会が急速に変化する中で、状況の変化を踏まえた新しい時代の教育に対応できるよう、教育の直接の担い手である教員の資質能力の向上を図り続けることが求められている。

このような状況を踏まえ、平成28年11月に教育公務員特例法の一部が改正され、公立学校の校長及び教員の任命権者に対し、校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標の策定が義務づけられた。

本県においても、従来から指摘されている課題に加え、貧困・虐待・ヤングケアラーなどの課題を抱えた家庭の児童生徒等への対応、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応等、多様な児童生徒等への課題がある。さらに、「令和の日本型学校教育」に必要な資質能力の育成、そのための個別最適な学びと協働的な学びの一体化の充実と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、一人一台端末環境を前提としたICTや情報・教育データの利活用などが求められている。

これらの課題に対し、一人の教員が高度な専門性を持って、全ての課題に対応することは現実的に困難であり、学校の教職員がチームとして職務を担うことにより、学校の教育力・組織力を向上させることが重要である。そして、その中心的役割を担う教員一人一人が資質能力の向上を図り、チーム学校の一員として自らの強み、特性、キャリアステージ等に応じて活躍し、互いに連携・協働することが必要である。確かな知識・技能と幅広い視野を持つ経験豊かな教員と新たな時代に対応する感性や柔軟性を備えた若手教員、そしてその両者を結び付け、教育活動を力強く推進するミドルリーダーとしての中堅教員とが互いに学び合い、連携・協働することが求められている。

このような状況の下、教員一人一人が学校の抱える多様な課題に対応し、「令和の日本型学校教育」を実現する新たな教員の学びの姿として、教員自らが、子供たちの道しるべとなるべく、常に学び続け、その資質の向上を図り続ける存在でなければならない。すなわち、児童生徒等の学びと教員等の学びは相似形となることが重要であり、教員等の資質の向上を図ることは、児童生徒等の教育を充実することに他ならない。引き続き、「学び続ける教員像」の確立が求められている。

## 2 指標策定及び改訂の趣旨

教員一人一人の高度専門職業人としての資質能力は決して固定的なものではなく、変化し、成長が可能なものであり、個々の教員の経験、専門分野、能力・適性、興味・関心等に応じ、教職生涯にわたりその向上が図られる必要がある。

これまで、学校現場では、教員一人一人が目の前の子どもたちと向き合いながら、自己研鑽に取り組んできた。教員の資質能力の向上は教員自身の責務であるが、「学び続ける教員像」を確立するためには、教員自身だけでなく、教育委員会や学校関係者等も連携・協働して、様々な勤務経験を積ませることや、キャリアステージに応じた学びの機会を提供することにより、教員の主体的な学びを支えていくことが必要である。

沖縄県教育委員会では、現職教員等や教員を志す学生にとって、高度専門職業人として教職生活全体を俯瞰しつつ、現在自らが位置する段階において身に付けるべき資質能力の具体的な目標となり、かつ、教員一人一人がそれぞれの状況に応じて更なる向上を目指し、効果的・継続的に主体的な学びに結びつけることが可能となるよう、「沖縄県公立学校教員等育成指標」を示すこととした。

また、高度専門職業人としての教員のキャリアステージに応じて求められる資質能力を改めて示すことにより、教員自身だけでなく教員の養成や研修に関わる関係者等と認識を共有することで、大学等における教員養成や各学校における校内研修、県立総合教育センターや各地域の教育研究所等で実施される校外研修等の充実を図るものである。

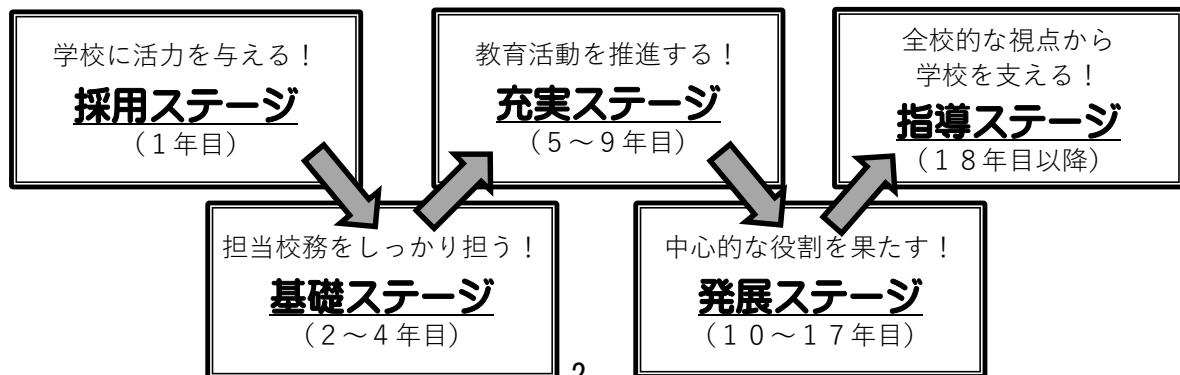
先般、令和4年5月18日に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」(令和4年法律第40号。)が公布され、同改正法第22条の2に基づき、令和4年8月31日に「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正」(令和4年文部科学省告示第115号)が告示された。

加えて中央教育審議会より、「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」(令和6年8月中央教育審議会答申)が答申され、令和7年2月21日付で「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」の一部が改正された。(令和6年文部科学省告示第5号)

これらの流れを踏まえ、本県においても関係機関等で協議を行い、この度本県公立学校教員等育成指標の改訂を行った。

### 3 教員のキャリアステージ

教員のキャリアパスは、個々の教員の経験や特性、赴任校の実態等の様々な要因から影響を受ける多様なものであり、画一的に示されるものではない。しかし、教職の経験年数に応じて求められる資質能力については、概ね共通する側面もあり、この指標では標準的なものとして、教員のキャリアステージを以下の5段階に分けて示すこととした。



この設定により、個々の教員が、自らがどのステージにあり、これから目指すべきステージを確認することで、教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの経験や適性等に応じてより高度な段階を目指す手掛かりとすることができます。

#### **4 沖縄県公立学校教員に求める五つの力**

学校教育を担う教員には、児童生徒等一人一人を適切に指導・支援するための知識・技能やその基盤となる人間性だけでなく、保護者や地域・関係機関と連携する力、学習指導に関する知識・技能、教科に関する専門性、学校安全や防災の知識、社会情勢や地域の実情に関する知識・理解等の多くの資質能力が求められる。個々の教員が持つ様々な資質能力が発揮され、統合されて教育活動は展開されている。このように、教員に求められる資質能力には様々なものがある。

これまで本県の育成指標を四つの力に整理していたが、令和4年8月の文科省の「指針改正」を踏まえ、今般の指標改訂において新たな育成指標「人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解」を加えた。これは、全ての教育活動の基礎に、「人権を尊重する教育」や全ての児童生徒を含む「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒等への対応」があることを明示するものであり、この指標を基に「授業実践力」や「生徒指導力」の個別最適化が図られるものとした。

- **教職を支える力** : 児童生徒等の成長に極めて大きな影響を与える教員として、職務を担う上で前提となる資質能力
- **人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解**
  - : 他者はもちろん、児童生徒自身を含む人権尊重の教育と特別な配慮や支援を必要とする児童生徒等への対応に求められる資質能力で、「授業実践力」や「生徒指導力」等の基盤となるもの
- **授業実践力** : 児童生徒等の確かな学力の育成を目指して行われる学習指導において中心となる授業実践に関する資質能力  
※ 養護教諭及び栄養教諭については、その職の専門性に関する力としてそれぞれ **学校保健実践力**、**食育推進力**とした。
- **生徒指導力** : 児童生徒等の社会的資質や自己指導能力の育成を目指して行われる生徒指導の実践に関する資質能力
- **学校運営力** : 全職員の連携・協働体制のもとで運営される学校において、個々の教員が分担して担う校務を遂行するために必要な資質能力

ここに示した力は、全ての教員が備えるべき共通の資質能力である。学校教育の充実に向けて、これらの資質能力を確保するとともに、積極的に各人の経験や特性等に応じて、得意分野づくりや個性の伸長を図ることが重要である。

# 沖縄県公立学校教員等育成指標

	学校に活力を与える！ 採用ステージ (1年目)	担当校務をしっかり担う！ 基礎ステージ (2~4年目)	教育活動を推進する！ 充実ステージ (5~9年目)	中心的な役割を果たす！ 発展ステージ (10~17年目)	全校的な視点から学校を支える！ 指導ステージ (18年目以降)
ステージ像	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育活動に関する基礎的・基本的な知識・技能等を生かして、児童生徒等の実態等を踏まえた教育活動を実践することができる。</li> <li>○沖縄県の教員としての自覚を持ち、チームとしての学校の一員として、他の教職員に積極的に指導・助言を求めながら、連携・協働体制のもとで、担当する校務に取り組むことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育活動に関する知識・技能等を生かして、児童生徒等の実態等に応じた教育活動を実践することができる。</li> <li>○チームとしての学校の一員として、他の教職員と連携・協働しながら、担当する校務を担うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育活動に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かした教育活動を実践・推進することができる。</li> <li>○経験の浅い教職員に積極的に関わる等、同僚性の向上や連携・協働の充実を図り、連携・協働体制の構築を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自らの経験や強み等を生かして、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた教育活動を効果的に推進することができる。</li> <li>○学年や分掌等の連携・協働体制において、中心的な役割を果たし、他の教職員に指導・助言をすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、教育活動をより効果的・効率的に推進することができる。</li> <li>○全校的な視点から、チームとしての学校の連携・協働体制を支え、他の教職員を適切に支援・育成することができる。</li> </ul>

教職を支える力	<b>倫理観・使命感・責任感</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育公務員として、子供たちの成長を担う尊い使命を県民から託されていることを自覚し、より高い倫理観と強い使命感、責任感を持って行動することができる。</li> </ul>
	<b>教育的愛情・人権意識</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○先生として、日々、子供たちと向き合い、その成長に大きな影響を与える存在として、真の教育的愛情及び高い人権意識を持って子供たちと関わることができる。</li> </ul>
	<b>豊かな人間性・学び続ける力</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教師として、今を生き、未来を拓く子供たちを導くために、自らの感性を高め、豊かな人間性を養い、高度専門職業人として、学び続けることができる。</li> </ul>

	学校に活力を与える！ <b>採用ステージ</b> (1年目)	担当校務をしっかりと担う！ <b>基礎ステージ</b> (2～4年目)	教育活動を推進する！ <b>充実ステージ</b> (5～9年目)	中心的な役割を果たす！ <b>発展ステージ</b> (10～17年目)	全校的な視点から学校を支える！ <b>指導ステージ</b> (18年目以降)
<b>人権を尊重する教育の推進</b>					
<b>人権尊重を基礎とする多様な児童生徒の理解</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校の教育活動全体を通じて、人権を尊重する教育の推進が求められていることを理解している。</li> <li>○個人の尊厳をはじめ、自他の人権を尊重することの意義や必要性を認識し、それを守ろうとする意識、意欲、態度を身に付けている。</li> <li>○様々な人権課題について基礎的知識を持ち、偏見や差別につながる情報を見抜く力を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒一人一人を尊重し、豊かな人間関係を築くとともに、児童生徒の気持ちや願いを理解した上で、適切な指導ができる。</li> <li>○人権尊重の視点や理念を基にした学級経営や生徒指導の意義を理解し、偏見や差別につながる情報を見抜けるよう児童生徒へ適切な指導ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒の実態等に応じて学校の課題を把握し、知識や経験、技術等を踏まえた創意工夫のもと、課題解決に向けた取組を進めることができる。</li> <li>○人権尊重の教育を推進するために、校内の連携・協働体制の構築に努め、他の教職員に助言することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権教育に関する学校の課題を把握し、課題解決に向けた企画・推進等において中心的役割を果たすことができる。</li> <li>○地域・関係諸機関と連携して、人権を尊重する教育を推進し、他の教職員と連携・協働するとともに、適切に指導・助言することができる。</li> </ul>	
<b>特別な配慮や支援を必要とする児童生徒等への対応</b>					
<b>人権尊重を基礎とする多様な児童生徒の理解</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育の理解、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等について理解している。</li> <li>○柔軟で多様な学びの場とその指導の在り方についての重要性を理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育の動向や特別な配慮を必要とする児童生徒の特性等を理解し、教育的ニーズに対応できる。</li> <li>○学びのユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりをすすめることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な背景のある多様な児童生徒等の教育的ニーズ等に的確に対応することができる。</li> <li>○学校における特別な配慮を必要とする児童生徒の特性等について深く理解し、個々のニーズに応じた具体的な支援内容・支援体制の構築を進めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員の専門性を生かしながら、多様な個別の支援を必要とする児童生徒等の教育的ニーズに学校全体の視点で組織的・継続的に指導することができる。</li> <li>○校内及び関係機関との支援体制を整備し、柔軟で多様な教育を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な支援を必要とする児童生徒等の課題解決に向けて、指導力を発揮することができる。</li> <li>○管理職と連携・協働して組織的な指導や支援体制を整備し、他の教職員からの相談にも助言等をすることができる。</li> </ul>

〈備考〉

○「人権を尊重する教育の推進」については、「児童の権利に関する条約」や「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」等を参照することが望ましい。

○「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒等への対応」については、「障害」の有無にかかわらず「全ての児童生徒」を対象とし、多様な児童生徒の理解を進めるという趣旨で設定するものである。

学校に活力を与える! 採用ステージ (1年目)	担当校務をしっかり担う! 基礎ステージ (2~4年目)	教育活動を推進する! 充実ステージ (5~9年目)	中心的な役割を果たす! 発展ステージ (10~17年目)	全校的な視点から学校を支える! 指導ステージ (18年目以降)
-------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	------------------------------------	---------------------------------------

## 指導計画(Plan)

<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習指導要領を踏まえた指導計画を立てることができる。</li> <li>○教材研究の意義を理解し、丁寧な教材研究を行うことができる。</li> <li>○教材の提示方法や指導形態、評価規準の設定等の学習指導に関する基礎的・基本的な知識・技能等を生かして、児童生徒等の実態等を踏まえた指導計画を立てることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習指導要領や沖縄県のめざす授業像を自らの指導実践と関連付けた指導計画を立てることができる。</li> <li>○教材研究を丁寧に行い、学習指導に関する知識・技能等を生かして、児童生徒等の実態等に応じた指導計画を立て POSSIBILITY</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教材研究を充実させ、創意工夫を生かして、個に応じた指導の充実を図る適切な指導計画を立て POSSIBILITY</li> <li>○経験の浅い教員に積極的に関わる等、他の教員と連携・協働して、系統的・体系的な指導計画を立て POSSIBILITY</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○これまでの教材研究や授業研究の成果等を生かして、個に応じた指導の充実を図り、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた効率的な指導計画を立て POSSIBILITY</li> <li>○教科や学年等における指導計画の作成において、中心的な役割を果たし、他の教員に指導・助言をする POSSIBILITY</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豊かな教材観や経験等を生かして、全校的な視点から、より効果的・効率的な指導計画を立て POSSIBILITY</li> <li>○指導計画の作成において、校内の連携・協働体制を支え、他の教員に適切な指導・助言をする POSSIBILITY</li> </ul>
---	---	--	--	--

## 授業実践(Do)・学習評価(Check)

授業実践力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○板書や発声の仕方、机間指導、ICTの活用等の授業実践に関する基礎的・基本的な知識・技能等を生かして、指導計画を踏まえた授業を展開することができる。</li> <li>○学習規律及び支持的風土の確立、学習環境の整備の重要性を理解し、その実現に努めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発問の仕方やICTの活用、学習形態の工夫等の授業実践に関する知識・技能等を生かして、児童生徒等の実態等に応じた授業を展開することができる。</li> <li>○学習規律及び支持的風土を確立し、適切な学習環境を整備することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな教材や教具及びICTの活用等の授業実践に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かして、個に応じた指導の充実を図ることができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○これまでの授業実践の成果や自らの強み、ICTの活用等を生かして、個に応じた指導の充実を図り、効率的な授業を展開することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豊かな知識・技能や経験、ICTの活用等を生かして、児童生徒等一人一人のよさや可能性を伸ばし、個性を生かす模範的な授業を展開することができる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習評価の意義を理解し、評価規準や評価方法、目標に準拠した評価等の学習評価に関する基礎的・基本的な知識・技能等を身につけている。</li> <li>○他の教員に積極的に指導・助言を求めながら、連携・協働体制のもとで、児童生徒等の実態等を踏まえた適切な学習評価の実施に努めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○評価規準や評価方法、評価時期等を児童生徒等の実態等に応じて設定し、適切な学習評価を実施することができる。</li> <li>○他の教員と連携・協働して、組織的・計画的な学習評価を実施することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習評価に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かして、学習評価の妥当性や信頼性等の向上を図る取組を実践・推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○これまでの経験や知識・技能等を生かして、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた効率的な学習評価の実施を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、より効果的・効率的な学習評価の実施を推進することができる。</li> </ul>

## 授業研究(Check)・改善(Action)

<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習指導と学習評価の一体化の意義を理解している。</li> <li>○他の教員に積極的に指導・助言を求めながら、連携・協働体制のもとで、日々の授業研究・改善に取り組むことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習指導と学習評価の一体化を図り、日々の授業研究・改善に取り組むことができる。</li> <li>○自らの授業を公開したり、他の教員の授業を参観する等、他の教員と連携・協働して、授業研究・改善に取り組むことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研究授業の実施や研修会の参加等の授業研究・改善の取組を充実させることができる。</li> <li>○経験の浅い教員に積極的に関わる等、他の教員と連携・協働して、授業研究・改善の体制構築を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○これまでの成果や自らの強み等を生かして、授業研究・改善のさらなる充実に取り組むことができる。</li> <li>○授業研究・改善の取組において、中心的な役割を果たし、示範授業等を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業研究・改善のさらなる充実や新たな課題への対応等に取り組み、理想的の授業を追求し続けることができる。</li> <li>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、他の教員の授業に対して適切な指導・助言をする等、授業研究・改善の風土の醸成に努めることができる。</li> </ul>
---	---	---	---	---

	学校に活力を与える! <b>採用ステージ</b> (1年目)	担当校務をしっかり担う! <b>基礎ステージ</b> (2~4年目)	教育活動を推進する! <b>充実ステージ</b> (5~9年目)	中心的な役割を果たす! <b>発展ステージ</b> (10~17年目)	全校的な視点から学校を支える! <b>指導ステージ</b> (18年目以降)
<b>児童生徒理解</b>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒理解の意義を理解し、資料・情報収集の方法や人格・心理の発達特性等の基礎的・基本的な知識・技能等を身に付けている。</li> <li>○共感的・受容的態度で児童生徒等と向き合い、適切なコミュニケーションにより信頼関係を築くことができる。</li> <li>○必要な資料・情報を収集し、個々の児童生徒等及び児童生徒集団の実態把握に努めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適切なコミュニケーションや丁寧な観察、保護者との連携、調査等を活用して、資料・情報を適切に収集し、他の教職員と共有することができる。</li> <li>○収集した資料・情報を知識や理論等に照らして分析し、個々の児童生徒等及び学級等の児童生徒集団の実態を把握することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒理解に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かして、個々の児童生徒等だけでなく学年等の児童生徒集団についても適切に実態を把握することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自らの経験や強み等を生かして、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた児童生徒理解の組織的・計画的な取組を効果的に推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、児童生徒理解の取組をより効果的・効率的に推進することができる。</li> </ul>
<b>個別指導・集団指導</b>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の各時間における生徒指導、進路指導及びキャリア教育の意義を理解している。</li> <li>○ガイダンスの機能の充実を図る取組や教育相談等を計画的に実施し、児童生徒等の実態等を踏まえた学級経営等を実践することができる。</li> <li>○他の教職員に積極的に指導・助言を求めるながら、連携・協働体制のもとで、問題行動の未然防止及び早期発見、早期対応に努めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の各時間の特色を生かした生徒指導、進路指導及びキャリア教育の取組を実践することができる。</li> <li>○ガイダンスの機能の充実を図る取組や教育相談等を適切に実施し、児童生徒等の実態等に応じた生徒指導を実践することができる。</li> <li>○生徒指導上の課題等について、学校内外の関係者と連携・協働し、組織的な解決を図ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導、進路指導及びキャリア教育に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かした取組を実践・推進することができる。</li> <li>○個々の児童生徒等だけでなく学年等の児童生徒集団に対する指導にも積極的に関わり、組織的・計画的な指導を図ることができる。</li> <li>○経験の浅い教職員に積極的に関わる等、生徒指導の連携・協働体制の構築を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自らの経験や強み等を生かして、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた生徒指導、進路指導及びキャリア教育の組織的・計画的な取組を効果的に推進することができる。</li> <li>○学年や分掌等における生徒指導の連携・協働体制において、中心的な役割を果たし、他の教職員に指導・助言をすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、生徒指導、進路指導及びキャリア教育の取組をより効果的・効率的に推進することができる。</li> <li>○生徒指導の連携・協働体制を支え、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。</li> </ul>

学校に活力を与える! 採用ステージ (1年目)	担当校務をしっかり担う! 基礎ステージ (2~4年目)	教育活動を推進する! 充実ステージ (5~9年目)	中心的な役割を果たす! 発展ステージ (10~17年目)	全校的な視点から学校を支える! 指導ステージ (18年目以降)
<b>保健管理</b>				
○学校保健安全法等を理解し、児童生徒等や地域の実態等を踏まえ、他の教職員や学校医等と連携・協働して、健康診断や学校環境衛生管理等の取組を適正に行うことができる。 ○保健主事等と連携・協働して、救急体制を整備し、専門性を生かして、適切な救急処置をすることができる。	○児童生徒等の健康課題や地域の実態等を適切に把握し、他の教職員や学校医等と連携・協働して、計画的・組織的な取組を円滑に行なうことができる。 ○保健主事等と連携・協働して、他の教職員の救急処置等に関する資質能力の向上に努めることができる。	○保健管理に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かした取組を実践・推進することができる。 ○経験の浅い教職員に積極的に関わる等、連携・協働の充実を図り、保健管理体制の構築を推進することができる。	○これまでの経験や自らの強み等を生かして、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた効果的な保健管理の取組を推進することができる。 ○保健管理の連携・協働体制において、中心的な役割を果たし、他の教職員に指導・助言をすることができる。	○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、保健管理の取組をより効果的・効率的に推進することができる。 ○保健管理における学校の連携・協働体制を支え、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。
<b>保健教育</b>				
○現代的な健康課題や学習指導要領等を理解し、他の教職員等と連携・協働して、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の各時間における保健教育の取組を実践することができる。	○沖縄県の施策や児童生徒等の実態等に応じて、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の各時間の特色を生かした計画的・組織的な保健教育の取組を実践することができる。	○新たな教材や教具及びICTの活用等の保健教育に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かした保健教育の取組を実践・推進することができる。	○これまでの実践の成果や自らの強み等を生かして、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた効果的な保健教育の取組を推進し、他の教職員に指導・助言をすることができる。	○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、保健教育の取組をより効果的・効率的に推進し、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。
<b>健康相談</b>				
○健康相談の意義を理解し、児童生徒等の心の健康問題と身体症状等に関する基礎的・基本的な知識・技能等を身に付けている。 ○養護教諭の専門性と保健室の機能を生かした健康相談を実践し、他の教職員や保護者、関係機関等と連携して課題解決に取り組むことができる。	○児童生徒等の現代的な健康課題等に適切に対応するために、常に新たな知識・技能等を習得し、それらを生かして、計画的・組織的な健康相談を実践することができる。 ○他の教職員や保護者、関係機関等と効果的な連携を図りながら課題解決に取り組むことができる。	○健康相談に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かして、児童生徒等の心身の悩み等に適切に対応する健康相談を実践・推進することができる。 ○経験の浅い教職員に積極的に関わる等、健康相談における連携・協働体制の構築を推進することができる。	○これまでの経験や自らの強み等を生かして、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた健康相談の取組を効果的に推進することができる。 ○健康相談の連携・協働体制において、中心的な役割を果たし、他の教職員に指導・助言をすることができる。	○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、健康相談の取組をより効果的・効率的に推進することができる。 ○健康相談における学校の連携・協働体制を支え、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。
<b>保健室経営</b>				
○保健室の役割や機能等を理解し、児童生徒等や学校の実態等を踏まえた保健室経営計画をもとに保健室経営を実践することができる。 ○法令や通知等に基づいて保健室の設備や備品等を適正に管理し、適切な環境整備に努めることができる。	○学校保健のセンター的役割が果たされるよう、保健室経営計画や保健室の機能等について、児童生徒等や教職員等に周知を図り、計画的・組織的な保健室経営を実践することができる。	○保健室経営に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かして、学校保健活動のセンター的機能の充実を図る保健室経営を実践・推進することができる。	○これまでの実践の成果や自らの強み等を生かして、学校保健活動のセンター的機能が効果的に発揮される保健室経営を推進することができる。	○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、学校保健活動のセンター的機能がより効果的・効率的に発揮される保健室経営を推進することができる。
<b>保健組織活動</b>				
○学校保健委員会や児童生徒保健委員会等に積極的に関わり、専門性を生かした適切な指導・助言をすることができる。 ○保健主事や学校医等と連携・協働して、学校保健計画や学校安全計画の策定等に参画することができる。	○他の教職員や保護者、関係機関等の連携・協働体制において、コーディネーターの役割を担い、保健組織活動の活性化に努めることができる。	○保健組織活動に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かして、他の教職員や保護者、関係機関等の連携・協働体制の構築を推進し、保健組織活動の充実を図ることができる。	○これまでの経験や自らの強み等を生かして、保健組織活動における中心的な役割を果たし、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた効果的な保健組織活動の取組を推進することができる。	○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、保健組織活動をより効果的・効率的に推進し、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。

	学校に活力を与える！ <b>採用ステージ</b> (1年目)	担当校務をしっかり担う！ <b>基礎ステージ</b> (2～4年目)	教育活動を推進する！ <b>充実ステージ</b> (5～9年目)	中心的な役割を果たす！ <b>発展ステージ</b> (10～17年目)	全般的な視点から学校を支える！ <b>指導ステージ</b> (18年目以降)
<b>教育推進力（栄養教諭）</b>	<p>○学校における食育の意義や栄養教諭の職務等を理解し、専門性を生かして、児童生徒等の食生活や地域の実態等を踏まえた取組を実践することができる。</p> <p>○学習指導要領や県の施策等を理解し、他の教職員や保護者等と連携・協働して、学校給食を生きた教材として活用する取組を実践することができる。</p> <p>○各学校における食に関する指導の全体計画等の策定に積極的に参画し、専門性を生かして、指導・助言をすることができる。</p>	<p>○児童生徒等の食生活や地域の実態等を適切に把握し、他の教職員と連携・協働して、給食の時間や特別活動等の各時間の特色を生かした計画的・組織的な取組を実践することができる。</p> <p>○他の教職員や保護者等に対し、食育に関する動向や取組事例等の情報を積極的に発信することができる。</p> <p>○各学校や地域の連携・協働体制において、食に関する指導のコーディネーターとしての役割を担い、取組の活性化に努めることができる。</p>	<p>○新たな教材や教具及びICTの活用等の指導実践に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かして、学校給食の教育的機能を引き出し、児童生徒等の食に関する課題等に適切に対応した取組を実践・推進することができる。</p> <p>○食育に関する教職員の資質能力の向上を図る取組や保護者に対する啓発活動等を積極的に展開し、各学校や地域の連携・協働体制の構築を推進することができる。</p>	<p>○これまでの経験や自らの強み等を生かして、学校給食の教育的機能を十分に引き出し、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた食に関する指導の効果的な取組を推進することができます。</p> <p>○各学校や地域の食に関する指導の連携・協働体制において、中心的な役割を果たし、他の教職員や保護者等に指導・助言をすることができる。</p>	<p>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、地域全体または全般的な視点から、食に関する指導の取組をより効果的・効率的に推進することができる。</p> <p>○各学校や地域における食に関する指導の連携・協働体制を支え、他の教職員や保護者等に適切な指導・助言をすることができる。</p>
	<p>○学校給食実施基準や学校給食衛生管理基準等に従い、専門性を生かして、適正な栄養管理や衛生管理等を行い、安全で安心な給食を提供することができる。</p> <p>○学校給食法や学校給食の意義等を理解し、児童生徒等や地域の実態等を踏まえ、生きた教材として活用できる学校給食の献立を作成することができる。</p> <p>○食中毒や異物混入の発生時等における緊急対応体制等を整備し、緊急時には、他の教職員と連携・協働して、適切に対応することができる。</p>	<p>○児童生徒等の食生活や地域の実態等を適切に把握し、計画的に地場産物を活用したり、地域の郷土食を提供する等、年間を通して生きた教材として活用される献立を作成することができる。</p> <p>○献立の趣旨や地場産物の活用等について、給食だより等を利用して、児童生徒等や教職員、保護者等に情報提供する等、学校給食が生きた教材として活用される取組の活性化に努めることができる。</p>	<p>○給食管理に関する新たな知識や技能等を充実させ、創意工夫を生かして、児童生徒等や地域の実態等により適切に対応した給食管理の取組を実践・推進することができる。</p> <p>○生きた教材として活用できる学校給食の献立を充実させると共に食に関する指導で得られた情報を給食管理に反映させる等、食に関する指導と給食管理を一体のものとして展開することができる。</p>	<p>○これまでの実践の成果や自らの強み等を生かして、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえ、より安全で安心できる給食管理の効果的な取組を推進することができる。</p> <p>○各学校や地域等における給食管理の連携・協働体制において、中心的役割を果たし、専門性を生かして、他の教職員や保護者等に指導・助言をすることができる。</p>	<p>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、地域全体または全般的な視点から、安全で安心できる給食管理の取組をより効果的・効率的に推進することができます。</p> <p>○各学校や地域等における給食管理の連携・協働体制を支え、専門性を生かして、他の教職員や保護者等に適切な指導・助言をすることができる。</p>

学校に活力を与える! 採用ステージ (1年目)	担当校務をしっかりと担う! 基礎ステージ (2~4年目)	教育活動を推進する! 充実ステージ (5~9年目)	中心的な役割を果たす! 発展ステージ (10~17年目)	全校的な視点から学校を支える! 指導ステージ (18年目以降)
<b>連携・協働</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○沖縄県の教員としての自覚を持ち、チームとしての学校の一員として、他の教職員と連携・協働しながら、担当する校務を担うことができる。</li> <li>○学校と地域や関係機関等との信頼関係の構築に努めることができる。</li> <li>○保護者と適切なコミュニケーションを図り、信頼関係を築くことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○チームとしての学校の一員として、他の教職員と連携・協働しながら、担当する校務を担うことができる。</li> <li>○学校と保護者や地域、関係機関等との連携・協働体制の構築を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経験の浅い教職員に積極的に関わる等、同僚性の向上や連携・協働の充実を図り、連携・協働体制の構築を推進することができる。</li> <li>○学校と保護者や地域、関係機関等との連携・協働体制の構築を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学年や分掌等の連携・協働体制において、中心的な役割を果たし、他の教職員に指導・助言をすることができる。</li> <li>○学校と保護者や地域、関係機関等との連携・協働体制において中心的な役割を果たすことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全校的な視点から、チームとしての学校の連携・協働体制を支え、他の教職員を適切に支援・育成することができる。</li> <li>○全校的な視点から、学校と保護者や地域、関係機関等との連携・協働体制を支えることができる。</li> </ul>
<b>安全・危機管理</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級活動等における児童生徒等の活動について常に安全を確保し、事故等の未然防止に努めることができる。</li> <li>○事故等が発生した場合の緊急対応体制を把握し、発生時には他の教職員と連携・協働体制のもとで、適切に対応することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全・危機管理体制における自らの役割を理解し、他の教職員と連携・協働しながら、その役割を担うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危険箇所の指摘や事故の未然防止に向けた取組について提案する等、安全・危機管理の充実を図ることができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学年や分掌等の安全・危機管理体制において、中心的な役割を果たし、学校の状況や地域の実態等を踏まえた安全・危機管理の徹底を図ることができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全校的な視点から、学校の安全・危機管理体制を支え、効果的な体制整備や安全・危機管理の徹底を図る取組等について、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。</li> </ul>
<b>課題解決</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○他の教職員に積極的に指導・助言を求めながら、連携・協働体制のもとで、課題の発見及び解決に努めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○担当する校務について、常に改善の視点を持ち、課題の発見及び解決に取り組むことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課題を示したり、解決に向けた取組を提案する等、校内の課題解決を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課題解決に向けた効果的な取組を推進し、他の教職員に指導・助言をする等、中心的な役割を果たすことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全校的な視点から、課題解決に向けたより効果的・効率的な取組を支え、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。</li> </ul>
<b>事務処理・業務改善</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画的に作業に取り組み、正確な処理及び期限を守る等の適切な管理に努めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正確な処理及び期限を守る等の適切な管理を行うと共に、タイムマネジメントの視点からより効率的な事務処理に努めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他の教職員の事務処理等にも配慮しながら、自らの事務処理を調整する等、事務処理の連携・協働の充実を図ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内の事務処理体制や処理内容等について改善案を提案する等、事務処理の適正化・効率化の取組において中心的な役割を果たすことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全校的な視点から、より適正で効率的な事務処理について、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。</li> </ul>
<b>情報活用・管理</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要な情報を適切に収集し、その妥当性や信頼性等を判断して、法令等に従い適正に活用することができる。</li> <li>○個人情報の漏えい等の防止を図り、規定等に従った適正な情報管理を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幅広い情報収集に努め、収集・活用している情報を他の教職員と積極的に共有することができる。</li> <li>○個人情報の取扱い等について、他の教職員と情報共有を図り、情報管理体制の徹底に努めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育活動等の充実に向け、有用な情報を校内で積極的に発信することができる。</li> <li>○他の教職員と連携・協働して、情報管理体制の強化を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校活性化に向け、他の教職員と連携・協働して、校外への情報発信を推進することができる。</li> <li>○学年や分掌等の情報管理体制において、中心的な役割を果たし、適正な情報管理について、他の教職員に指導・助言をすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全校的な視点から、学校の情報管理体制を支え、効果的な体制整備や情報管理体制の徹底を図る取組等について、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。</li> </ul>

# 沖縄県公立学校教員等育成指標〈校長及び副校長・教頭〉

	副校長・教頭	校 長
ス テ ー ジ 像	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営全体の推進・調整役として、法令や国及び沖縄県の施策等を踏まえ、児童生徒等や地域の実態等に応じた適切な学校運営を支え、教職員一人一人の資質能力の発揮及び保護者や地域等との適切な連携・協働により、学校経営目標の実現を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校の最高責任者として、法令や国及び沖縄県の施策等を踏まえ、児童生徒等や地域の実態等に応じた適切な学校経営目標を設定し、教職員一人一人の資質能力の発揮及び保護者や地域等との適切な連携・協働により、学校教育の質の向上を実現することができる。</li> </ul>
経営基盤力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育に関する確かな見識と強い信念を有し、的確な校務の整理及び指示をすることができる。</li> <li>○法令や国及び沖縄県の施策等に基づいた適正な判断をすることができる。</li> <li>○学校経営目標の実現に向け、教職員及び関係者と目標を共有し、人権尊重の理念を踏まえ、児童生徒等や地域の実態等に応じた適切な学校運営を推進することができる。</li> <li>○学校経営目標の実現に向け、学校全体で特別支援教育に関する支援体制を構築し、その取組を推進することができる。</li> <li>○教職員のコンプライアンス意識の向上及び服務規律の徹底を図る職場づくりの取組を推進することができる。</li> <li>○管理職として、高い職業倫理を体現し、教育公務員としての模範を他の教職員に示すことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育に関する確かな見識と強い信念を有し、的確な判断及び指示をすることができる。</li> <li>○法令や国及び沖縄県の施策等に基づいた健全な学校経営をすることができる。</li> <li>○人権尊重の理念を踏まえ、児童生徒等や地域の実態等に応じた適切な学校経営目標を設定し、その実現に向け、教職員及び関係者と目標を共有することができる。</li> <li>○学校経営方針に特別支援教育に関する目標を適切に設定し、その実現に向け、校内体制整備及び必要な取組ができる。</li> <li>○教職員のコンプライアンス意識の向上及び服務規律の徹底を図る職場づくりを実現することができる。</li> <li>○管理職として、高い職業倫理を体現し、管理職としての模範を副校長・教頭等に示すことができる。</li> </ul>
教育推進力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会に開かれた教育課程の理念のもと、児童生徒等や地域の実態等に応じた適切なカリキュラム・マネジメントを推進することができる。</li> <li>○適切な役割分担等により効果的・効率的な教育活動を推進することができる。</li> <li>○教職員間の同僚性を高め、チームとしての学校の連携・協働体制を支え、効果的・効率的な教育活動及び課題解決を推進することができる。</li> <li>○充実した教育環境の整備に向け、適切な予算管理や学校内外の教育資源の活用等を推進することができる。</li> <li>○教職員一人一人がその意欲と能力を最大限発揮できる環境を整えるために、学校における働き方改革を具体的に推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会に開かれた教育課程の理念のもと、児童生徒等や地域の実態等に応じた適切なカリキュラム・マネジメントを実現することができる。</li> <li>○適切な校務分掌の編成等により効果的・効率的な教育活動を実現することができる。</li> <li>○教職員間の同僚性を高め、チームとしての学校の連携・協働体制を構築し、効果的・効率的な教育活動及び課題解決を実現することができる。</li> <li>○適切な予算管理や学校内外の教育資源の活用等により、充実した教育環境を整備することができる。</li> <li>○学校における働き方改革を着実に進め、教職員一人一人がその意欲と能力を最大限発揮できる環境を整えることができる。</li> </ul>
人材育成力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員は学校で育つという考えのもと、その資質能力の向上を図る取組を推進し、一人一人に適切な指導・助言をすることができる。</li> <li>○適切な役割分担や教職員評価システムの公正・公平な実施等を通して、教職員一人一人の意欲や資質能力の向上を図ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員は学校で育つという考えのもと、その資質能力の向上を図る連携・協働体制を構築し、一人一人が主体的に取り組む風土を醸成することができる。</li> <li>○適切な校務分掌の編成や教職員評価システムの公正・公平な実施等を通して、教職員一人一人の意欲や資質能力の向上を図ることができる。</li> </ul>
連携・協働力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校内外の情報収集及び学校外への情報発信を推進し、保護者や地域の学校に対する期待や要望、教育活動の成果と課題等を適切に把握することができる。</li> <li>○学校評価や学校評議員制度等を活用して、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進することができる。</li> <li>○教育活動の充実や課題解決等に向け、地域の優位性や外部の人的・物的資源等の有効活用を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者や地域の学校に対する期待や要望、教育活動の成果と課題等を適切に把握し、学校経営目標の設定や地域との適切な連携・協働に生かすことができる。</li> <li>○学校評価や学校評議員制度等を活用して、地域に開かれた信頼される学校づくりを実現することができる。</li> <li>○教育活動の充実や課題解決等に向け、地域の優位性や外部の人的・物的資源等を有効に活用するための連携・協働体制を構築することができる。</li> </ul>
危機管理力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全・安心な学校づくりの実現に向け、教職員及び児童生徒等の安全・危機管理に対する意識の向上を図る取組を推進することができる。</li> <li>○安全・安心な学習環境の整備を図り、安全・危機管理体制の充実や施設・設備の適正な管理等を推進することができる。</li> <li>○緊急事態の発生時に的確な対応が図られるよう、校内の緊急対応体制及び地域や関係機関等との連携・協働体制の構築を推進することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員及び児童生徒等の安全・危機管理に対する意識の向上を図り、安全・安心な学校づくりを実現することができる。</li> <li>○安全・危機管理体制の充実や施設・設備の適正な管理等により、安全・安心な学習環境を整備することができる。</li> <li>○緊急事態の発生時に的確な対応が図られるよう、校内の緊急対応体制及び地域や関係機関等との連携・協働体制を構築することができる。</li> </ul>